

DWS ブラジル・レアル債券ファンド (毎月分配型)

追加型投信/海外/債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

■委託会社[ファンドの運用の指図を行う者] ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 359 号
・ホームページアドレス http://www.damj.co.jp/
・フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

■受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者] 株式会社りそな銀行 本書により行うDWS ブラジル・レアル債券ファンド(毎月分配型)の 受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定によ り有価証券届出書を平成22年10月20日に関東財務局長に提出しており、 平成22年10月21日にその効力が発生しております。

- 1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型•	投資対象	投資対象資産	投資対象	決算	投資対象	投資	為替
追加型	地域	(収益の源泉)	資産	頻度	地域	形態	ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託 証券(債券))	年 12 回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※ 商品分類及び属性区分の内容については、社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委	託	会	社	名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設	立	年	月	日	1985 年 7 月 8 日
資		本		金	3,078 百万円 (2011 年 2 月末現在)
			託財 産総	産の額	566, 483 百万円(2011 年 2 月末現在)

1 ファンドの目的・特色

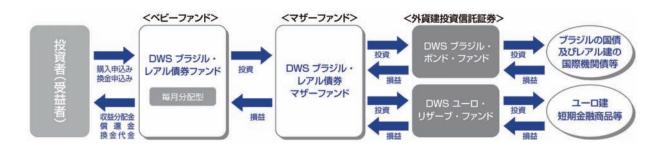
ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

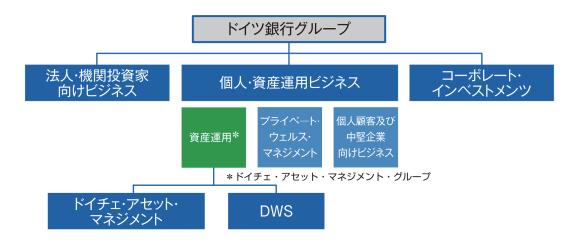
- 主として、ブラジルの国債及びレアル建の国際機関債等に実質的に 投資するファンドです。
- ■当ファンドは、DWS ブラジル・レアル債券マザーファンドへの投資を通じて、主として DWS ブラジル・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍外国投資信託) 及びDWS ユーロ・リザーブ・ファンド (ルクセンブルグ籍外国投資信託) に投資するファンド・オブ・ファンズです。



■ユーロ市場で発行される米ドル建/ユーロ建のブラジル国債等に投資する場合には、原則としてレアル建債券に投資する場合と同等の経済効果を目指した運用を行うための為替予約取引を行います。

マザーファンドの主な投資対象であるDWS ブラジル・ボンド・ファンドは、DWSインベストメントGmbHが運用を行います。

■DWSインベストメントGmbHはDWSの一員です。DWSはドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。



2011年2月末現在

※ 日本においては、リテールビジネスをドイチェ・アセット・マネジメントまたはDWSのブランド名で展開しています。

マザーファンドが主に投資する投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の概要

1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		又貝に配か」といいよう。/ の似女	
ファンド名	DWS ブラジル・ボンド・ファンド	DWS ユーロ・リザーブ・ファンド	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託	ルクセンブルグ籍外国投資信託	
表示通貨	米ドル	ユーロ	
運用の基本方針	主にブラジルの国債、ブラジル・レアル建の国際機関債等に投資を行い、インカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。	3ヵ月ユーロLIBIDをベンチマークと し、安定的な収益の確保を目指しま す。	
主な投資対象	ブラジルの国債、ブラジル・レアル 建の国際機関債等	ユーロ建短期金融商品等	
主な投資制限	株式への投資は行いません。レアル以外の通貨建の有価証券に 投資を行った場合、原則としてレ アルに為替ヘッジを行います。	• 1 発行体への投資の合計額はファン ド資産の10%を超えません。	
投資運用会社	DWSインベストメントGmbH	DWSインベストメントGmbH	

※ 指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指 定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

3

実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。

※ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主な投資制限>

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

<分配方針>

毎決算時(原則として毎月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則 として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただ し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一 の運用を行います。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。 基準価額の変動要因は、以下に限定されません。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト (債務不履行)が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落 (価格がゼロとなることもあります。)し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の債券等の格付の低い債券は、格付の高い債券と比較して、一般的に信用 度が低く、発行者の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性やデフォルトの可能性が高いと考えられます。

③為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の通貨については、政治、経済情勢の変化等による為替相場の変動がより大きくなる可能性があります。

(4)カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に 急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を 売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファ ンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・ブラジル国内の債券投資については金融取引税が課される場合があります。金融取引税が課された場合は基準価額に影響を与える可能性があります。
- ・分配金は純資産総額から支払われるため、分配金支払い後は純資産総額が減少し、基準価額が下落する要因となります。分配金は計算期間中に得られた収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも当該計算期間における運用成果等を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金が実質的には元本の払い戻しとなる場合があります。
- ・当ファンドの資産規模に対して大量の購入申込み(ファンドへの資金流入)または大量の換金申込み(ファンドからの資金流出)があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・ 法令等遵守状況などのリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッ ティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じてい ます。

3 運用実績

基準価額・純資産の推移

純資産総額(右) 分配金込基準価額(左) -基準価額(左) (億円) (円) 16,000 400 14,000 12.000 240 10,000 160 8 000 80 6,000 08/10/31 10/11/1 11/2/28 09/2/27 09/6/30 09/10/30 10/3/1 10/6/30 (設定日)

基準日:2011年2月28日

分配の推移

1万口当たり、税引前					
2011年 2月	130 円				
2011年 1月	130 円				
2010年12月	130 円				
2010年11月	130 円				
2010年10月	130 円				
直近1年間累計	1,560円				
設定来累計	2, 930 円				

- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
- ※2 分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

主要な資産の状況

DWS ブラジル・ボンド・ファンドにおける組入上位10銘柄

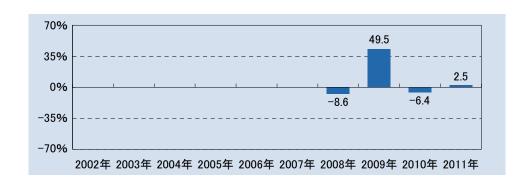
	発行体	種類	通貨	償還日	クーホ°ン(%)	格付	比率(%)
1	ブラジル国債	割引国債	ブラジル・レアル	2012/7/1	0.00	BBB-	7.8
2	ブラジル国債	利付国債	ブラジル・レアル	2014/1/1	10.00	BBB-	7.7
3	ブラジル国債	割引国債	ブラジル・レアル	2013/1/1	0.00	BBB-	7.6
4	ブラジル国債	利付国債	ブラジル・レアル	2013/1/1	10.00	BBB-	7.6
5	ブラジル国債	利付国債	ブラジル・レアル	2012/1/1	10.00	BBB-	7.6
6	ブラジル国債	割引国債	ブラジル・レアル	2011/7/1	0.00	BBB-	7.3
7	ブラジル国債	割引国債	ブラジル・レアル	2011/4/1	0.00	BBB-	4.4
8	ブラジル国債	利付国債	ブラジル・レアル	2017/1/1	10.00	BBB-	2.9
9	欧州復興開発銀行	国際機関債	ブラジル・レアル	2012/9/10	9.25	AAA	2.6
10	アジア開発銀行	国際機関債	ブラジル・レアル	2012/12/7	8.00	AAA	2.6

DWS ブラジル・ボンド・ファンドにおける種類別構成比

種類	比率(%)
利付国債	31.6
割引国債	27.5
国際機関債	37.6
現金その他	3.3

- ※ 格付は、Moody's、S&P、 フィッチのうち上位のものを 採用しています。
- ※ 比率はDWS ブラジル・ボンド・ファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ※2 2008年は設定日(10月31日)から年末までの騰落率、2011年は2月末までの騰落率を表示しております。
- ※3 当ファンドにベンチマークはありません。
- (注1)上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- (注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

手続•手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	サンパウロ証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業 日、サンパウロの銀行休業日のいずれかに該当する日とします。
申込締切時間	「「「「「」」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「」
1 12 44 23 13 113	平成 22 年 10 月 21 日から平成 23 年 10 月 20 日まで
購入の申込期間	※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入·換金申込受付 の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事 情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び 既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信 託 期 間	設定日(平成20年10月31日)から平成30年7月20日までとします。
繰 上 償 還	
決 算 日	原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収 益 分 配	年 12 回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(毎年1月及び7月の決算日を基準とします。)及び償還時に作成され、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投	投資者が直接的に負担する費用					
	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。				
	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%を乗じて得た額とします。				
投	資者が信託財産で間接的に負担す	る費用				
運用管理費用	①当該ファンドの 運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.2495% (税抜 1.19%) を乗じて得た額 とします。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。				
理	【内訳】 (委託会社)	0. 4200%(税抜 0. 40%)				
費	(販売会社)	0. 7875%(税抜 0. 75%)				
	(受託会社)	0. 0420%(税抜 0. 04%)				
信託	②マザーファンドを通じて投 資対象とする投資信託証券	実質年率 0.50%以内				
報酬	実質的な運用管理費用(信託報酬)(①+②)	信託財産の純資産総額に対して年率 1.7495%程度(税込)となります。				
その他の費用・手数料		純資産総額に対して年率 0.10%を上限として諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)が信託財産から差し引かれます。また、信託財産及び投資対象ファンドにおける組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税(ブラジル市場における金融取引税(注)を含みます。)等についても、別途信託財産が負担します。 (注)ブラジル国内の債券投資については、非居住者に対して金融取引税が課されます。ただし、関係法令等の改正により変更される場合があります。 ※諸費用は、毎年1月及び7月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率。上限額等を表示することができません。				
(信託報酬)	(受託会社) ②マザーファンドを通じて投資対象とする投資信託証券 実質的な運用管理費用(信託報酬)(①+②)	0.0420% (税抜 0.04%) 実質年率 0.50%以内 信託財産の純資産総額に対して年率 1.7495%程度 (税込)となりまご 純資産総額に対して年率 0.10%を上限として諸費用(監査費用、法律税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)が信託財産から差し引かれまた、信託財産及び投資対象ファンドにおける組入有価証券の売買委料、資産を外国で保管する場合の費用、租税(ブラジル市場における引税(注)を含みます。)等についても、別途信託財産が負担します。(注)ブラジル国内の債券投資については、非居住者に対して金融取引税が課されただし、関係法令等の改正により変更される場合があります。 ※諸費用は、毎年1月及び7月の決算時または償還時に信託財産中から支払われる。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部事前に料率、上限額等を表示することができません。				

- ※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 <税金>
- ・税金は表に記載の時期に適用されます。 ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期		項目	税金		
分	配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して10%	
換金及び	(解約)時 「償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して 10%	

- ※上記は、平成23年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 ※法人の場合は上記とは異なります。 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。